

「(仮称)長野広域連合 B 焼却施設」整備に係る
設計施工監理業務委託

仕様書

平成 30 年 6 月
長野広域連合

第1章 総則

第1節 業務目的

本業務は、長野広域連合（以下「本連合」という。）が実施する「(仮称)長野広域連合B焼却施設」整備及び運営事業（以下「本事業」という。）において、受注した事業者が行う設計施工一括型工事（以下「本工事」という。）に際して、設計図書の精査及び施工監理業務を行い、本工事の適正かつ円滑な進行を目的とする。

第2節 業務名称

「(仮称)長野広域連合B焼却施設」整備に係る設計施工監理業務委託

第3節 適用範囲

本仕様書は、業務の遂行に当たっての基本的内容について定めるものであり、受注者は本仕様書に明記なき事項であっても、本業務の目的達成のために必要と思われる事項について、本連合と協議の上、全て実施しなくてはならない。

第4節 計画施設の概要

本業務の対象となる計画施設の概要は、次のとおりである。

1 履行場所

長野県千曲市大字屋代字中島 外

2 計画施設

- (1) 計画建物等
 - ・工場棟、管理棟、計量棟、スラグストックヤード棟、洗車棟、防災調整池、外構等（以下「本施設」という。）
 - ・エネルギー活用施設
- (2) 処理方式 連続運転式焼却施設
 - ・ストーカ式焼却+灰溶融（燃料）方式
- (3) 施設規模 100 t/日（50 t×2基）
- (4) 竣工予定日 平成33年9月30日

第5節 履行期間

契約締結の日から平成33年10月29日までとする。

なお、竣工後の1ヶ月間は、本業務の成果品整理等による期間とする。

第6節 監理技術者及び監理体制

本事業はDBO方式による性能発注であるため、施設整備の効率化・適正化という観点において、本連合の監督員（以下「監督員」という。）とともに専門性の高い能力を有する技術者の知見から審査・協議の上、設計を進めるとともに的確な施工監理を行うため、次の監理技術者及び監理体制で業務を実施する。

1 監理技術者等

次の総括責任者、副総括責任者及び各担当（以下「監理員」という。）を配置し、その兼務は一つまでとする。なお、総括責任者及び副総括責任者は、受注者と1年以上の直接雇用関係にある者に限るものとする。

- | | | |
|--------------------|----|--------------|
| (1) 総括責任者 | 1名 | (2)又は(3)と兼務可 |
| (2) 副総括責任者(土木建築担当) | 1名 | (4)又は(5)と兼務可 |
| (3) 副総括責任者(プラント担当) | 1名 | (8)又は(9)と兼務可 |
| (4) 土木技術者 | 1名 | |
| (5) 建築技術者 | 1名 | |
| (6) 建築機械設備技術者 | 1名 | |
| (7) 建築電気計装設備技術者 | 1名 | (9)と兼務可 |
| (8) プラント機械設備技術者 | 1名 | |
| (9) プラント電気計装設備技術者 | 1名 | |
| (10) 交付金申請補助業務担当者 | 1名 | |

なお、各担当の下に副担当を置くことができる。

2 監理員の資格

監理員は次の資格を有する者を配置すること。

(1) 総括責任者

業務の総括に当たり、全体の監理を行うために必要な経験を有し、技術士法に基づく技術士（総合技術監理部門*又は衛生工学部門*）の資格を有する者で、次の条件を全て満たす一般廃棄物処理施設の設計施工監理を着手から竣工まで経験した者。

- ストーカ式焼却+灰溶融（燃料）方式による施設を有する。ただし灰溶融炉は電気式も可とする。
- 連続運転式焼却施設であり、廃棄物発電設備を有する。

(2) 副総括責任者(土木建築担当)

総括責任者のもと、土木建築業務の総括に当たり、土木建築全体の設計施工監理を行うために必要な経験を有し、建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者で、一般廃棄物処理施設の設計施工監理を着手から竣工まで経験した者。

(3) 副総括責任者(プラント担当)

総括責任者のもと、プラント機械設備業務及びプラント電気設備業務の総括に当たり、プラント全体の設計施工監理を行うために必要な経験を有し、技術士法に基づく技術士（衛生工学部門*）の資格を有する者で、次の条件を全て満たす一般廃棄物処理施設の設計施工監理を着手から竣工まで経験した者。

- ストーカ式焼却+灰溶融（燃料）方式による施設を有する。ただし灰溶融炉は電気式も可とする。
- 連続運転式焼却施設であり、廃棄物発電設備を有する。

(4) 土木技術者

建設業法に基づく一級土木施工管理技士の資格を有する者で、一般廃棄物処理

施設の建設における設計施工監理を経験した者。

(5) 建築技術者

建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者で、一般廃棄物処理施設の建設における設計施工監理を経験した者。

(6) 建築機械設備技術者

建築士法に基づく建築設備士又は建設業法に基づく一級管工事施工管理技士の資格を有する者で、一般廃棄物処理施設の建設における設計施工監理を経験した者。

(7) 建築電気計装設備技術者

建設業法に基づく一級電気工事施工管理技士又は電気事業法に基づく第3種電気主任技術者の資格を有する者で、一般廃棄物処理施設の建設における設計施工監理を経験した者。

(8) プラント機械設備技術者

技術士法に基づく技術士(衛生工学部門*又は機械部門)の資格を有する者で、次の条件を満たす一般廃棄物処理施設の設計施工監理を着手から竣工まで経験した者。

➤ 連続運転式焼却施設であり、廃棄物発電設備を有する。

(9) プラント電気計装設備技術者

技術士法に基づく技術士(電気電子部門)又は電気事業法に基づく第3種電気主任技術者の資格を有する者で、次の条件を満たす一般廃棄物処理施設の設計施工監理を着手から竣工まで経験した者。

➤ 連続運転式焼却施設であり、廃棄物発電設備を有する。

(10) 交付金申請補助業務担当者

一般廃棄物処理施設の設計施工監理業務等で、二酸化炭素排出抑制対策事業交付金あるいは循環型社会形成推進交付金交付申請書及び実績報告書の作成並びに審査に係る実務経験を持つ者。

※ 衛生工学部門及び総合技術監理部門における選択科目は「廃棄物管理」とする。
なお、「廃棄物管理」制定以前の「廃棄物管理計画」、「廃棄物処理」は同等とみなす。

3 監理体制

設計監理業務は非常駐管理(重点監理)方式とし、施工監理業務は非常駐監理(重点監理)方式と常駐監理方式の併用で実施する。

➤ 常駐監理(建築技術者)… 建設工事施工期間中

参考スケジュール参照

第7節 業務管理

- 1 受注者は、契約締結後速やかに業務計画を作成し、本連合の確認を得るものとする。
- 2 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する監理員を配置しなければならない。また、常に密接な連絡を取り、十分な協議を行い業務に支障のないようにする。

第8節 業務の分担

監督員と監理員の業務の分担は、原則、業務分担表を標準とする。

- 1 立会
施工について、実施設計図書及び施工図等の内容どおりか否か、立会いを行うこと。
- 2 審査
監督員の確認及び手続きを必要とする事項について、事前に実施設計図書等と照合し、内容が適正であるか否かを詳細に調べること。
- 3 報告
「立会」又は「審査」を実施した事項について、監理員が監督員に対し書面にて報告すること。
- 4 確認
監理員が報告をした内容に対し、監督員が確認を行う。
- 5 手続
必要なものについては適正な各種手続きを監督員が行う。

第9節 提出書類等

受注者は、次の関係書類を遅滞なく提出するものとする。

- 1 業務着手時
 - (1) 監理業務着手届
 - (2) 監理員届（経歴書等添付）
 - (3) 監理業務計画書
 - (4) その他必要なもの
- 2 業務遂行時
 - (1) 監理業務日誌及び出勤簿
 - (2) 設計監理報告書及び施工監理報告書
 - (3) 施工検査（材料検査、工場検査、中間検査を含む）記録簿及び報告書
 - (4) 性能試験、竣工検査記録簿及び報告書
 - (5) 業務に関する資料、データ、図書等
 - (6) その他必要なもの
- 3 業務完了時
 - (1) 業務完了届
 - (2) 成果品（同節第2項（1）から（6）をまとめたもの）
 - (3) その他必要なもの

第10節 資料の貸与等

- 1 本業務における資料収集及び調査等は受注者が行うものとするが、本連合が保有している既調査資料及び文献等で業務の遂行上必要なものは貸与する。
- 2 受注者が資料の貸与を受ける場合はそのリストを作成し本連合に提出するものとし、貸与された資料は業務完了時に全て返却するものとする。

第11節 現場事務所の貸与

現場監理仮設事務所及びユーティリティは本工事請負事業者が提供するものとする。なお、詳細については「(仮称)長野広域連合B焼却施設」整備及び運営事業要求水準書2-4-1 仮設計画を参照のこと。

<本連合ホームページ>

http://www.area-nagano.jp/modules/contents/index.php?content_id=209

第12節 関係法令等の遵守

受注者は、業務の遂行に当たり、関連する諸法令等を遵守しなければならない。

第13節 秘密及び中立性の保持

受注者は、業務の遂行によって知り得た事項等を、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

第14節 留意事項

- 1 受注者は、官公庁等への届出及び許認可の申請等について、本工事請負事業者に適切な指示を与える。
- 2 受注者は、官公庁等との協議を行う場合、あるいは協議を求められた場合は、誠意を持ってこれにあたる。
- 3 受注者は、施工中に事故・災害が起きないように本工事請負事業者に対し安全管理を徹底させる等の指導を行う。
- 4 監理員は、業務に当たって厳正かつ誠意を持って行動し、常に監督員と連絡をとり、履行場所内外の状況、工程及び工事内容を十分把握して遺漏のないようにするとともに、次に挙げる事項について、速やかに監督員に報告し、その指示を受ける。
 - (1) 設計図書に疑義があるとき。
 - (2) 官公庁等より指示又は注意を受けたとき。
 - (3) 天災等の事由により工事進捗に支障を来し、あるいは工事中止の事情が生じたとき。
 - (4) 工事遅延の恐れがあるとき。
 - (5) 本工事請負事業者が本事業に係る要求水準書及び提案書類（以下「要求水準書等」という。）、工事請負契約書、設計図書又は関係法令等に反し、また適正な指示に従わないとき。
 - (6) 必要な指示を与えたにもかかわらず、本工事請負業者がこれに従わないとき。

- (7) 本工事請負事業者より、使用材料及び施工方法等について設計変更の申し出があったとき。
- (8) その他、業務中に不測の事態が発生したとき。

第15節 検査

- 1 受注者は、業務遂行後、所定の手続きを経て本連合の検査を受けなければならない。
- 2 本業務は、本連合の検査合格をもって完了とする。

第16節 その他

本工事の遅延に伴う履行期間の延長等、本連合が必要と認めたときは、業務の内容変更又は停止を命ずることができる。この場合の変更等については、本連合と受注者が協議の上、契約金額を増減できるものとする。

第2章 業務内容

本業務は、本工事に際して本連合への支援及び設計図書の精査を行い、適正かつ円滑に進行するよう監理を行うものとする。

本事業は性能発注方式により契約を締結することから、本工事請負事業者から提出される設計図書等が本連合の意図を十分に反映したものとなっていることを確認するとともに、要求水準書等の内容を逸脱せずに変更することがより適切である場合は、十分な技術的所見による検討を行い、これを実施するものとする。

施工監理については、専門性の高い能力を有する技術者の知見から現場監理を行い、関係法令等に合致した、長期にわたり運営可能かつ安全な施設となるよう実施するものとする。

第1節 監理基本原則

本業務は、次の基本原則により行うものとする。

- 1 本連合及び受注者の共同監理とし、受注者は監督員の業務の一部を担うものとする。
- 2 受注者は、工事の問題点を把握し、本連合に対して適切な技術的助言を行うものとする。
- 3 受注者は、工事現場に臨み、本連合の意を代弁する者として厳正に工事を監理するものとする。
- 4 工事期間中、受注者は常に工事全般に関する疑義に応じられるよう、現場状況並びに要求水準書等、工事請負契約書、設計図書及び関係法令等に精通し、工事の進捗を促進するものとする。
- 5 受注者は、本工事請負事業者への指示事項は全て書面をもって行うものとし、本連合に速やかに報告する。
- 6 受注者は、工事中及び工事竣工後、本施設が本来の機能を十分果たすよう円滑な指導を行うものとする。

第2節 設計監理業務

本工事請負事業者が作成した設計図書等について、要求水準書等及び関係法令等に準拠していることの確認を行い、必要に応じて本工事請負事業者への改善指導を行うことにより、本工事の円滑な進行を支援するもの。

1 設計監理業務内容

(1) 基本設計

要求水準書等の内容と本工事請負事業者が作成した設計図書等と照合し、整合性及び適切性について検討する。

(2) 実施設計

本工事請負事業者が設計した事項等について、要求水準書等を反映した設計となるよう、その妥当性（施設の全体計画、施設の機能性、維持管理の容易性及び経済性）について審査及び指導すること。なお、審査する実施設計図書は次のと

おりとする。

- ア 土木関係（造成、外構等）設計図書（計算書含む）
- イ 建築関係（意匠、構造等）設計図書（計算書含む）
- ウ 建築機械設備関係設計図書（計算書含む）
- エ 建築電気計装設備関係設計図書（計算書含む）
- オ プラント機械設備関係設計図書（計算書含む）
- カ プラント電気計装設備関係設計図書（計算書含む）

- (3) 官公庁等への届出及び許認可の申請等の審査
- (4) 書類の整理と管理
- (5) その他設計監理等に必要な業務

2 設計監理打合せ

- (1) 定例打合せを毎月2回程度、監督員立会いの上、実施する。原則、総括責任者又は副総括責任者（土木建築担当並びにプラント担当）は特別な事情がない限り出席するものとし、他の監理員は必要に応じ出席するものとする。なお、この打合せは、施工監理打合せと合同として良い。
- (2) その他の打合せについては、必要に応じて随時行うものとする。
- (3) 審査結果、改善指示事項及び打合せ結果等について、設計監理報告書を作成し、速やかに本連合へ提出すること。

第3節 施工監理業務

本連合により確認された設計図書等に適合した、適正な施工であることの確認を行うことにより、本連合の意図した施設の機能、耐用性及び維持管理性が十分に発揮できる施設となるよう行うもの。

1 施工監理業務内容

- (1) 交付金交付申請書等提出図書の審査及び報告
- (2) 施工確認及び検査要領等図書の審査及び報告
- (3) 現場監理の審査、立会及び報告
 - ア 施工計画及び工事工程表の審査
 - イ 材料及び仕上げ見本検討及び確認
 - ウ 現場の作業方法、仮設方法及び工事用機械器具等の確認
 - エ 施工及び施工検査の立会並びに検査内容の記録
 - オ 工事の安全衛生、災害及び公害防止に関する本工事請負事業者への指導
 - カ 官公庁等へ提出する書類の審査
 - キ 中間、出来形及び竣工検査の立会い並びに検査内容の記録
 - ク 出来高審査
 - ケ 本工事請負事業者の作成する竣工図書、竣工写真、工事写真、運転マニュアル、事故対策マニュアル、試運転報告書、設備台帳、長寿命化計画、及びその他提出書類の審査

(4) 工場検査立会及び報告

工場検査立会の対象となる建築部材及びプラント機器等は本連合と協議の上、決定する。また、国外の工場での検査立会が必要となった場合は、交通費等の経費について受注者が負担する。

(5) 引渡性能試験の審査立会及び報告

引渡性能試験立会に際し、総括責任者及びプラント機械設備技術者のほか、各必要な監理員を配置すること。

ア 引渡性能試験計画書の審査

イ 予備性能試験の立会い

ウ 予備性能試験成績書の審査

エ 引渡性能試験の立会い

オ 引渡性能試験報告書の審査

(6) 書類の整理と管理

(7) 実績報告書審査及び報告

(8) 事務補助業務

ア 官公庁等への各種協議資料作成補助

イ 各種調整会議・打合せ等への出席

ウ その他事業推進に必要と思われる対応策等の企画立案補助

(9) 初期トラブル

契約期間内に発生したトラブルの原因の究明及び責任の所在についての技術的な支援を行う。

(10) その他施工監理等に必要な業務

2 施工監理打合せ

(1) 定例打合せを毎月4回程度、監督員立会いの上、実施する。原則、総括責任者又は副総括責任者（土木建築担当並びにプラント担当）は特別な事情がない限り出席するものとし、他の監理員は必要に応じ出席するものとする。なお、試運転開始時から竣工までの間の打合せについては、その回数を毎月1回程度とし、竣工後も適宜実施するものとする。

(2) 審査結果、改善指示事項及び打合せ結果等について、施工監理報告書を作成し、速やかに本連合へ提出すること。

第4節 成果品

次のものを成果品として提出するものとする。

- 1 成果品 第1章第9節3項(2)による。なお、中間報告書を年度ごとに提出すること。またエネルギー活用施設に関する成果品は本施設と分けて提出すること。
- 2 提出形式 書面…正本1部、副本1部
電子媒体…1式（CD-ROM）

【業務分担表】 第1章8節に基づく区分

業務区分	監理員（受注者）			監督員（本連合）			事業者※
	立会	審査	報告	立会	確認	手続	資料作成
工事請負関係書類		○	○		○		○
施工計画書審査		○	○		○		○
工事工程表審査		○	○		○		○
官公庁等及び地元折衝						○	○
基本設計図書審査		○	○		○		○
実施設計図書審査		○	○		○		○
交付金申請書審査		○	○		○	○	○
建築確認申請書審査		○	○		○	○	○
官公庁等への申請及び届出等審査		○	○		○	○	○
設計施工打合せ議事録		○	○		○		○
工事日誌及び月報		○	○		○		○
施工図及び承認図審査		○	○		○		○
施工要領書審査		○	○		○		○
検査要領書審査		○	○		○		○
材料検査簿		○	○		○		○
材料照査		○	○		○		○
材料検査	○		○	注	○		○
品質管理調査		○	○		○		○
品質管理試験	○		○	注	○		○
工場検査及び立会報告書	○	○	○	注	○		○
工事立会い	○		○	注	○		○
工事検査及び立会報告書	○	○	○	注	○		○
出来形検査及び立会報告書	○	○	○	○	○	○	○
設計変更等の審査		○	○		○	○	○
緊急処理		○	○		○	○	○
発生材処理		○	○		○		○
試験運転報告書審査		○	○		○		○
性能試験要領書審査		○	○		○		○
性能試験立会い及び立会報告書	○	○	○	○	○		○
取扱説明書審査		○	○		○		○
実績報告書審査		○	○		○		○

業務区分	監理員（受注者）			監督員（本連合）			事業者※
	立会	審査	報告	立会	確認	手続	資料作成
工事目的物の損害等	○	○	○	○	○		○
竣工図書審査		○	○		○		○
竣工検査	○		○	○	○	○	○

※ この表で、事業者とは本工事請負業者を指す。

注) 必要に応じて、本連合が立会うこととする。

